



年休権共同本人訴訟(212裁判) 判決報告集会を開催

”不当判決で到底受け入れられない!!”

9月22日、大阪地裁第5民事部は「年休権共同本人訴訟」損害賠償事件に対して不当にも原告3人の訴えを棄却する判決を下した。

**この裁判は、年休の申し込みについて
問う裁判で主旨を外れた判決である!!**



私たちは年休の申し込みについて被告・JR東海会社と闘います!!

**強制出向による労働運動の否定を許さず、
会社に騙されず、諦めない仲間を職場から拡大する!**